

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口基一

弁護人最終意見書

2024（令和6）年2月28日

裁判官弾劾裁判所 御中

主任弁護人	西	村	正	治
弁護人	伊	藤		真
弁護人	大	賀	浩	一
弁護人	岡	田	浩	志
弁護人	小	倉	秀	夫
弁護人	児	玉	晃	一
弁護人	田	鎖	麻	衣子
弁護人	布	川	佳	正
弁護人	野	間		啓
弁護人	前	田		領

目 次

第1 総論	2
1 弾劾裁判における審理の対象	2
2 評価の対象は「行為」であって、人格態度や裁判官としての適性ではないこと	2
3 訴追委員会の主張は、弾劾裁判を「人格裁判」に墮するものである	3
4 複数の行為の包括評価は、あくまでも客観的な基準によって決せられるべきこと ..	4
5 訴追事由第1の1～3及び第2の1の4つの行為は、法12条の訴追期間を徒過しており、 実体審理の対象から除外されるべきであること	7
6 法2条2号「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」の解釈指針	7
第2 各論～個々の訴追事由についての考察	19
1 訴追事由第1の1(刑事事件投稿)について	19
2 訴追事由第1の2(刑事事件投稿 FB 掲載)について	23
3 訴追事由第1の3(東京高裁批判投稿)について	23
4 訴追事由第1の4(岡口判事記者会見)について	24
5 訴追事由第1の5(遺族因縁投稿)について	25
6 訴追事由第1の6(週刊現代インタビュー)について	28
7 訴追事由第1の7(1)(遺族担ぎ出し投稿)について	31
8 訴追事由第1の7(2)(洗脳投稿)について	32
9 訴追事由第1の7(3)(「遺族のみなさまへ」投稿)について	34
10 訴追事由第1の7(4)(「洗脳発言報道について」投稿)について	35
11 訴追事由第2の1～3について	36
(1) 訴追事由第2の1～3の各投稿の趣旨	36
(2) 訴追事由第2の1(犬事件投稿)について	37
(3) 訴追事由第2の2(犬事件掲示板 URL 投稿)について	41
(4) 訴追事由第2の3(犬事件再投稿)について	43
12 まとめ	43
第3 結びにかえて	45

第1 総論

1 弾劾裁判における審理の対象

弁護人の最終意見を陳述するに当たり、本弾劾裁判における審理の対象が何であるかを改めて確認しておきたい。弾劾裁判も「裁判」、すなわち証拠によって「事実」を認定し、これに法を適用する手続である。具体的には、訴追状に記された各訴追事由につき、証拠に基づいて事実認定を行った上で、それが裁判官弾劾法(以下「法」という。)2条2号に定める「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるかどうかの法的な評価を行う、という手続である。

したがって、弾劾裁判は、法的正義を追求する場ではあれ、政治的正義を追求する場ではないのである(証人山元4頁)。

2 評価の対象は「行為」であって、人格態度や裁判官としての適性ではないこと

法2条2号の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」における「非行」とは、一般的には「道理や道徳に外れた行為」を意味する。

これまでに行われた9件の弾劾裁判でも、訴追状の必要的記載事項(法14条2項)である「罷免の事由」としては、1つ又は複数の「行為」が記載された。審理においては、訴追状に記載された「行為」の存否とこれに対する法的評価をめぐって、訴追委員会と弁護人の双方により主張立証が展開された。そして、弾劾裁判所の終局判決においては、証拠に基づいて「罷免の事由」とされた個々の「行為」の存否を事実認定した上、認定された「行為」のいずれかが「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たると評価された場合には罷免の判決が下され、それ以外の場合には不罷免の判決が下された。

要するに、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるかどうかの法的評価は、あくまでも証拠によって認定された「行為」そのものに対してなされるものであって、「行為」を離れた被訴追者の人格態度、ましてや裁判官としての適性の有無に対してなされるものではない(証人松宮3頁)。かかる意味において、「弾劾裁判所においては、裁判官の適性、一つにかかって適性1個です。構成要件ありません。」との見解は、弾劾裁判に対する正しい理解とはいえない(第13回岡口48頁・山本裁判員の質問)。

なお、裁判官としての適性の有無は、裁判官分限法に基づく懲戒処分のみならず、裁

判官の任用・再任制度(法曹関係者のほか外部委員を含む下級裁判所裁判官指名諮問委員会への諮問とこれに対する答申を含む)において判断されており、これらの制度が司法に対する国民の信頼を担保していることを忘れてはならない(証人山元5、9頁)。

ちなみに、岡口裁判官は、判事補任命時、10年後の判事任命時、そして20年後の判事再任時の都合3回にわたってその適性を評価されている。

3 訴追委員会の主張は、弾劾裁判を「人格裁判」に墮するものである

- (1) かつて弾劾裁判所の裁判長を務めた上村千一郎は、その著書『新訂版裁判官弾劾法精義』(以下「上村精義」という。)において、弾劾裁判は、実質的には裁判官の行為そのものを媒介することなく、直接にその人格を裁く「人格裁判」に墮する危険性があると厳しく戒めている(証人松宮3、5、23頁)。

そもそも「人格裁判」は、主観的・恣意的な評価・判断、いわば「レッテル貼り」を招き、これに対する被訴追者の反論反証を許さず、独善的判断やえん罪の発生を阻止できないおそれ大きい。このため、近代立憲主義国家においては、証拠に基づいて行為の有無を認定し、これに法を適用するという裁判の基本原則を確立、運用して、「人格裁判」を防止してきたのであり、わが国においてもこれと変わるところはない。この弾劾裁判において、かかる裁判の基本原則を無視することがあってはならないのである。

- (2) ところが、訴追委員会の最終意見書では、「訴追状記載の13の各行為を一体として評価すべき」という一章を設けてる述べているところ、その主張は、本件の訴追状別紙記載の訴追事由のうち第1の1～3及び第2の1の4個の行為が法12条に定める3年の訴追期間を経過している、という問題に止まらず、それが近代立憲主義の根本原則に反し、裁判官としての人格そのものを裁く「人格裁判」を是とするものに他ならない。

ア 訴追委員会は、「同一の人格態度の発露と評価でき」れば、一個の行為と見なして良いとか、「数個の非違行為について、分割して『罷免の事由』を構成するものとして主張することもできれば、包括して一個の『罷免の事由』を構成するものとして主張することもできると解する」などと主張する(意見書28、31頁)。

しかし、まさにこのような恣意的な評価・判断を回避するために、後述するような行為の包括評価に関する厳格なルールが定められてきたのであり、これを無視することは

「人格裁判」そのものである。

イ 訴追委員会は、「『罷免の事由』とこれを基礎付ける各行為とは峻別されるべき」(意見書30頁)とも主張する。

しかし、法2条2号は、被訴追者の特定の行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たることを「罷免の事由」としているのものであって、かような主張は、法の規定を無視して、証拠から認定される個々の行為とは別に、「罷免の事由」を認定するための「行為」群を設定し、それらに顕れた人格態度そのものに対する評価を求めるものであって、これぞまさに「人格裁判」そのものである。

4 複数の行為の包括評価は、あくまでも客観的な基準によって決せられるべきこと

(1) そもそも数個の行為について包括評価が許されるか否かは、「外部に現れた数個の行為の間に客観的な関連性が認められるかどうか」という客観的な基準によって決せられるべきものであると、上村精義でもつとに指摘されているところである(証人松宮5頁)。

すなわち、上村精義によれば、行為そのものでなく直接人格を裁く「人格裁判」にならないよう、上記のような客観的な基準が必要であり、具体的には、数個の行為を包括評価する客観的な関連性の指標は、

- ① 時間的に接着していること
- ② 数個の行為を結合する事情があること
- ③ 密接な因果関係があること

の3点であり、②はさらに、

- ②-1 行為の客体、性質、態様等の諸要素が同一であるかどうか
- ②-2 同一の動機、目的、意思に支配された動作であるかどうか

とされる(証人松宮5～6頁)。

このような基準は、上村精義が独自に主張しているものではなく、わが国における最も著名な刑事法学者の1人であり最高裁判事も務めた団藤重光博士の見解と共通であって、上村精義における「弾劾事由の一個性」の判断は、刑法の解釈における「犯罪の一個性」、特に包括一罪の判断と同じ、すなわち、数個の行為が同一の人格的態度の現れと目することができるかどうかと理解されている(証人松宮6～8頁)。

ここで注意すべきは、「同一の人格的態度の発現」と「同一人の態度の発現」とは似て非なるものであり、法32条の一事不再理に関する規定の存在それ自体が、複数の行為の間に大きな時間の差があったり被害者が違ったりすると、それは、同一人による行為であっても違う人格的態度の発現になり得ることの根拠となる、ということである(証人松宮9～10頁)。

(2) 上村精義が採用する客観的な基準に従えば、訴追状別紙記載の訴追事由第1の1ないし7(4)の10個の行為と、同第2の1ないし3の3個の行為とは、被害者を異にしており、訴追委員会自身もこれを意識して「第1」「第2」と書き分けているのであるから、当然ながら両者の間には事実関係の一体性が認められない(証人松宮14頁)。

また、訴追事由第1の1から第1の7(4)までの10個の行為を見るに、第1の1(刑事事件投稿)と第1の2(刑事事件投稿FB掲載)、第1の3(東京高裁批判投稿)は、岡口裁判官の意図が一般人から見たとき、各投稿が刑事事件遺族に向けられたものとは解されず、特に第1の3は東京高裁に向けられた批判と解される。そして、それ以外の7個の行為のうち、第1の7(2)(洗脳投稿)は東京高裁にも向けられた批判と解されるが、第1の1～3とは時間的接着性がなく、その余の6個の行為とは対象を異にするから、第1の1～3とそれ以外の行為との間には事実関係の一体性が認められない(証人松宮15～16頁)。

さらに、訴追事由第2の1(犬事件投稿)は、一般人から見たとき、岡口裁判官の意図が犬事件原告へ向けられたものとは解されず(これを犬事件原告の訴訟提起そのものを批判するものと決めつけた最高裁平成30年決定には、憲法学者がこぞって批判している(証人山元16、43～44頁)。)、第2の2(犬事件掲示板URL投稿)は、むしろ岡口裁判官を懲戒請求した東京高裁へ向けられたものと解されるし、第2の1と第2の3(犬事件再投稿)とは時間的接着性がないから、第2の1と、第2の2、3との間には事実関係の一体性が認められない(証人松宮21～22頁)。

(3) これに対し、訴追委員会の最終意見は、以下に述べるとおり、行為の包括評価につき独自の見解を述べるものであり、失当である。

ア 訴追委員会は、法の趣旨や保護法益等を根拠にしつつ「調査の結果判明した事

実関係の一体性を有する数個の非違行為について、分割して『罷免の事由』を構成して主張することもできれば、包括して一個の『罷免の事由』を構成するものとして主張することもできると解する。」などと主張するが(意見書27～28頁)、これは、行為の包括評価の対象を訴追委員会が自由かつ裁量的に決められるというに等しいもので、既に述べたとおり「人格裁判」を是とするものであるから失当である。

イ 訴追委員会は、これに続けて「弾劾裁判所は、このような国民の意思を背景とした訴追委員会の訴追権行使の重さを十分認識し、尊重すべき」で、「訴追委員会が構成した『罷免の事由』は、同委員会の主張としての訴訟手続上の意味を有するのみならず、制度的には国民の意思が凝結したもの」などと主張する(意見書28～29頁)。

しかしながら、かかる主張は、法に何らの根拠もないばかりか、弾劾裁判所の裁判員も国民の代表たる衆参両院の国会議員によって構成されていることを無視して自らの主張を押しつける傲慢な態度以外の何ものでもない。

ウ 訴追委員会は、さらに、訴追状記載の13個の行為が1個の「著しい非行」に該当すると言い切った上で、これは「要するに、国民の健全な社会常識に照らし、岡口裁判官が行った本件投稿等を一つの社会的事象としてとらえ、一回的に『著しい非行』の該当性を評価してその責任を問うのが相当か、分断してみるのが相当かという問題である」などと主張する(意見書29頁)。

しかしながら、冒頭で述べたとおり、弾劾裁判も「裁判」、すなわち証拠によって「事実」を認定し、これに法を適用する手続であって、裁判官の人格を裁く「人格裁判」と化することは厳に戒めるべきであるから、上村精義が述べる客観的な基準に依れば一個の行為とは評価できない複数の行為を「一つの社会的事象」としてとらえて一回的に「著しい非行」の該当性を評価してその責任を問う、などということが到底許されるものではない。

エ 訴追委員会は、自らの主張の帰結として「個別に『罷免の事由』に該当すると主張していない4つの訴追状記載の各行為について、『罷免の事由があった後三年を経過した』か否かという訴追期間は問題とはならない。」とまで主張する(意見書

30頁)。これぞまさに、法の訴追期間に関する規定を無意味とすることを堂々と宣言するものに他ならない。

オ 訴追委員会は、「証人松宮や同証人が引用する上村」(意見書32頁)などとして、松宮証言のみならず上村精義をも批判の対象としているが、訴追委員会の冒頭陳述では上村精義を堂々と引用していたのであるから(第2回別紙4～5頁)、いわば天に唾するものである。

カ 以上のとおり、訴追委員会は、法の規定や上村精義をも無視した独自の見解を長々と述べているが、それは、法の最も権威ある解説書である上村精義が刑法学の支配的見解と社会通念に従って定立した客観的基準に基づいて判断すれば、訴追状別紙記載の訴追事由たる13個の行為を全体として「事実関係の一体性」があるとなることが到底不可能であるがために、そのような“最後の手段”をとるしかなかったことを物語っている。

いずれにせよ、かくも暴論とも言うべき主張が、弾劾裁判の場で堂々となされたこと自体が批判されるべきことであり、弾劾裁判所がこれを採用することは、弾劾裁判の歴史に禍根を残すものであって、あり得べからざることである。

5 訴追事由第1の1～3及び第2の1の4つの行為は、法12条の訴追期間を徒過しており、実体審理の対象から除外されるべきであること

既に4(2)で述べたとおり、訴追状別紙の訴追事由として記載された13個の行為のうち、第1の1ないし3及び第2の1の4つの行為は、それ以外の9つの行為との間で事実関係の一体性が認められない。

したがって、これら4つの行為は、いずれも法12条の訴追期間を徒過していることが明らかであるから、法2条2号該当性についての実体審理の対象から除外されるべきである。

6 法2条2号「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」の解釈指針

法2条2号に基づく罷免の要件は、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」があったことである。すなわち、被訴追人に非行があったというだけでは足りず、その非行が「裁判官としての威信を著しく失うべき」ものであったことが必要である。

そして、これは言うまでもないことであるが、かかる要件具備についての立証責任は訴追委員会にあるから、弾劾裁判所が法と証拠から常識に従って判断し、訴追事由とされた13個のうち訴追期間を徒過していない9個の行為につき、法2条2号の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たることと合理的な疑いが残るときは、被訴追者を罷免とすることはできない。

訴追事由とされた個々の行為についての事実認定と法的評価にかかる弁護人の意見は、各論において述べるが、ここでは、その前提として、法2条2号の解釈指針について述べておきたい。

(1) 比例原則に基づく謙抑性が求められること

ある人に不利益処分を与える場合には、それが実際に行ったことと釣り合ったものでなければならない。これを比例原則という。弾劾裁判も、法律上の争訟を判断する裁判の一種であるから、比例原則に則した判断によって法的正義を実現する場に他ならない(証人山元3頁)。

問題を起こした裁判官への対処法としては、弾劾裁判のみならず、分限裁判法に基づく懲戒制度や、10年の任期毎に行われる再任審査の制度があることに留意すべきである。特に再任審査においては、司法制度改革において創設された下級裁判所裁判官指名諮問委員会への諮問とこれに対する答申が、適格性が欠ける裁判官を再任させないシステムとして十分に機能している(証人山元9～10頁)。

これらの制度に比べて、弾劾裁判は、罷免か不罷免の二者択一の判決しかなし得ず、しかも、罷免判決は、裁判官としての地位のみならず法曹資格をも奪う絶大な効果を伴うものであるから、比例原則に照らせば、その行使には謙抑性が求められる(証人山元5～7頁)。

そうすると、比例原則に照らせば、弁護士会の懲戒処分のうち最も重い除名処分(処分の告知を受けた日から3年間弁護士資格を喪失し、これは除名に次いで重い退会命令にはみられない効果である。弁護士法57条、7条3号)と釣り合う必要がある。

しかるに、過去10年間に於いて除名処分に処せられた事例を見ると、横領やこれに類する行為(18件)、判決や証拠書類等の偽造・行使(4件)、詐欺やこれに類する行為

(2件)、事件放置に会費滞納が重なった例(2件)に限られている(証人山元8~9頁)。

したがって、弁護士会の除名処分と同レベルの重大な非違行為のみを罷免とするのが相当である。

(2) 法曹資格のはく奪という効果を考慮すべきこと

ア このことに関連して、訴追委員会は、罷免判決により法曹資格を喪失することはしん酌してはならない、あるいは罷免された裁判官に対する関係法令の措置を考慮することは許されないというが(意見書38~40頁)、かかる主張は失当である。

すなわち、罷免の効果がどのようなものか、その後の法的地位がどうなるかという点は、情状として「しん酌」するかどうかの問題ではなく、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」という要件を解釈するに当たって考慮すべき要素であることは当然の理である。

なぜなら、冒頭で述べたとおり、弾劾裁判における審理の対象は、訴追状に記された各訴追事由につき、証拠に基づいて事実認定を行った上で、それが「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」という要件を具備するかどうかの法的な評価を行う、というものである。とすれば、一見するだけでは行為内容が明確ではなく、評価的な要素が加わる要件の意味を解釈するに際し、「その要件が存在するとされ、法が適用された場合の効果(法律効果)がどのようなものであるか」を考慮することは、法学の基本中の基本であり、法律の分野を問わず日常的に考慮されているのであり、弾劾裁判も例外ではないからである。

イ ちなみに、条文の文言が法2条2号と類似するものとして、推定相続人の廃除(民法892条)がある。「推定相続人の廃除」とは、相続人が被相続人に対し虐待その他法に定めた行為を行った場合には「廃除」、すなわち、相続人たる資格をはく奪され、遺留分(一定の相続人に対して、遺言によっても奪うことのできない遺産の一定割合の留保分)すら喪失するものである。

この民法892条では、「遺留分を有する推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。))が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったとき

は、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。」と定められているところ、「その他の著しい非行があったとき」という要件を解釈する際、その法律効果である「廃除」、すなわち遺留分すら喪失するという点を考慮して「著しい非行」に当たるかどうかを評価するものとされている。

これに関し、名古屋高裁金沢支部昭和60年7月22日判決は、「遺留分を否定して相続権を完全にはく奪することが、社会的かつ客観的に正当化されるほどの重大な事由が必要」である、「右廃除事由は、抽象的には、相続的共同関係を破壊するに足りる相続人の被相続人に対する重大な非行一般の趣旨に解することができ、…離縁に共通する側面があり、従ってその非行の程度に関する判断は、離縁原因としての『縁組を継続し難い重大な事由』と実質的にはその趣旨を同じくするものと解される。」と判示しており、廃除に比べて多数の裁判例が蓄積している「縁組を継続し難い重大な事由」(民法814条3号)という裁判上の離縁原因と同程度に重大な非行の程度を意味すると解釈している。

ウ そうすると、法2条2号の要件においても、民法892条と同様「著しく」「非行」という評価概念が含まれているのであるから、その解釈に当たって法的効果を考慮することは当然すぎるほど当然のことである。

すなわち、罷免判決によって裁判官としての地位のみならず法曹資格をも喪失し、かつ、少なくとも5年間は資格を回復する手段がないという重大な法的効果が生じるのであるから、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」という要件の解釈に当たっては、この法的効果に見合うだけの「著しき」が必要とされるのである。

これは、法律要件の解釈の問題であって、情状としてしん酌するというレベルの問題ではない。

罷免判決の重大な法的効果(少なくとも5年間は法曹資格を喪失し、弁護士登録もできない)からすれば、同様の効果を持つ弁護士会における除名処分に処された事案の内容を参照すべきことは当然であり、これとの均衡性、公平性を確保することは要件解釈として当然の要請である。

そして、(1)で述べた過去10年間の除名処分に処された事案の内容に鑑みれば、

本件の各訴追事由(いずれも犯罪行為ないしこれに匹敵するものではなく、SNS等での表現行為に過ぎない)によって弁護士会で除名処分を受けることはおよそ想定されないのであるから、本件の各訴追事由によって「裁判官の威信を失うべき著しい非行」があったとするのは、法の解釈として明らかに不適切である。

(3) 過去の弾劾裁判例との比較

弾劾裁判においても、過去の裁判例と比較し、均衡を保つことが法的な正義に適う(証人山元11頁)。

過去に罷免判決が出されたのは、①事件放置により略式命令請求を失効させたり、白紙の令状に押印して職員に令状発布を白紙委任するなどした事案、②事件関係者から供応を受けた上、その発覚を防ぐため買収に及んだ事案、③検事総長を装って内閣総理大臣に電話をかけて贈収賄事件の捜査状況を報告しつつ前総理大臣らの逮捕や起訴についての言質を引き出そうとした問答の録音テープを、特定の新聞記者に聞かせた事案、④自らの担当する破産事件の破産管財人からゴルフクラブ等の供応を受けた事案、⑤児童買春をした事案、⑥裁判所の女性職員に対しストーカー行為をした事案、⑦電車内で女性乗客のスカート内の下着を盗撮した事案の7件である。

一方、過去に不罷免判決が出されたのは、⑧特定の商取引について紹介の労を執り、裁判所内で商用電報を自ら取り交わしたりした事案、⑨知人が家宅捜索を受けることを探知し、その妻に家宅捜索があるかもしれないと告げ、さらに知人に対し正式裁判申立の方法を教えるおきながらその事件を自ら裁判した事案である。

上記のうち罷免判決が出された①から⑦の事例、とりわけ職務外で犯罪またはこれに匹敵する行為に及んだ③、⑤、⑥、⑦と同じ程度に「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」と評価できる場合でない限り、罷免することはできない。

(4) 過去の訴追猶予事案との比較

不訴追決定の大半は非公開とされているが、一部の著名事件につき広く報道されて公知の事実となっているほか、訴追委員会のウェブサイト上では、訴追猶予事案の概要が公表されている。

このうち、法2条2号の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するが諸

般の事情から罷免の訴追を猶予するとされたのは、①市役所首脳に対する横領等被疑事件につき市長から相談を受け、旅館において市役所や警察署の幹部らと会談して酒食を共にし、帰宅直後、同事件のもみ消しとも解される書信を、会談に同席した警察署幹部に送った事案、②判決理由の告知中に、既に解任された弁護人に対し、「弁護人の尋問は非常に子供だましの尋問である。裁判所はそんな尋問にはだまされない。こういうことでよく試験が通ったものだ。私は弁護士としての資格を疑う。」などの悪態をついた事案の2件である。

そうすると、これら①②の事案を超える程度に「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」と評価できる場合でない限り、罷免することはできない。

(5) 最高裁判所が訴追請求していないこと

ア 法15条3項には「最高裁判所は、裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し罷免の訴追をすべきことを求めなければならない。」という義務規定があるところ、最高裁判所は、自らまたは高等裁判所において分限裁判による懲戒処分をしながら、訴追請求をしていない事案が、本件のみならず多数存在する。

例えば、①婦人服上下1着(時価9800円相当)、乾電池2個(時価190円相当)及び男性用チック 1 個(時価280円相当)を窃取した事案(仙台高裁昭和49年19月3日決定)、②民事第一審訴訟記録2冊を紛失した事案(大阪高裁昭和55年7月17日決定)、③酩酊して夜警員やホテルの宿泊客に対し傷害を加えた事案(札幌高裁昭和55年10月27日決定)、④自らが担当裁判官として関与した破産事件において、破産管財人の弁護士が設立した会社に当該事件の破産財団に帰属するゴルフ場を買い取らせるため資金を貸与する等の便宜を図った事案(仙台高裁昭和56年7月25日決定)、⑤酒気を帯びていることが事件関係者から容易に覚知される状態で執務をした事案(福岡高裁昭和58年2月22日決定)、⑥民事第一審事件記録3冊を紛失した事案(大阪高裁昭和58年3月11日決定)、⑦象印ステンレスサーモス一個を万引きした事案(東京高裁昭和58年9月7日決定)、⑧仮処分申請事件記録2冊を紛失した事案(東京高裁昭和58年12月6日決定)、⑨書籍2冊を万引きし

た事案(最高裁大法廷昭和59年7月27日決定)、⑩カラ出張に関し裁判所所長が責任を問われた事案(最高裁大法廷平成3年12月16日決定)、⑪事件記録4冊を紛失した事案(東京高裁平成5年3月5日決定)、⑫酒気帯び運転をした事案(大阪高裁平成7年4月25日決定)、⑬13件の民事事件について判決原本を作成しないまま判決原本に基づかずに判決を言い渡した事案(福岡高裁平成9年4月25日決定)、⑭少年保護事件記録1冊を紛失した事案(東京高裁平成12年12月7日決定)、⑮盗聴法に反対する趣旨のシンポジウムにおいて、仙台地方裁判所判事補であることを明らかにした上で、パネリストとして参加する予定であったが、事前に所長から集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたため、パネリストとしての発言は辞退する等の発言をした事案(最高裁大法廷平成10年12月1日決定)、⑯妻に対する被疑事件の捜査が相当程度進行した段階で、示談をするようにとの趣旨で検察官から捜査情報の開示を受けたところ、妻が被疑事実を否認したため、捜査機関の有する証拠や立論の問題点等を記載した書面を作成し、妻やその弁護人に交付した事案(最高裁大法廷平成13年3月30日決定)、⑰通勤電車内で女性に痴漢を行った事案(最高裁大法廷平成13年10月10日決定)、⑱女性修習生に対し無理やりキスをした事案(福岡高裁平成25年10月8日決定)、⑲36件の民事訴訟事件について判決書の原本に基づかずに判決を言い渡した事案(名古屋高裁平成30年6月28日決定)があることは、いわば公知の事実である。

これらの事案は、いずれも、最高裁判所が事案の詳細を把握しながら、「裁判官としての威信を著しく失う非行」にはあたらないと考えて、訴追委員会に対する訴追請求をあえてしなかったものである。

したがって、これらの事案に比較して「裁判官としての威信」を失う度合いが高いと明白に認められる場合でない限り、罷免とされるべきではない。

イ なお、訴追委員会は、岡口裁判官が最高裁判所によって2回の戒告処分を受けたことを指摘しつつ、「司法の内部規律を脅か」したと強調するが(意見書34頁)、内部規律の違反が直ちに「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たらないことは、最高裁判所が自ら訴追請求をしていないことによって端的に示されている。

法の最終的な解釈権者である最高裁判所が弾劾による罷免の事由があると判断していないにもかかわらず、それでも敢えて罷免に値するほどの非行に当たることにつき、訴追委員会は立証していない。

(6) 「累積された事情」は罷免の可否を定める際に考慮されるべきではないこと

訴追委員会は、「累積された事情」は量刑や懲戒の有無及び程度を定めるに当たり当然に考慮されると主張する(意見書31頁)。しかしながら、法2条2号はあくまで特定の行為を基準としてそれが「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」にあたる場合に初めてその行為を行った裁判官を罷免することができる、という仕組みを採用しているのであるから、「罷免の事由」として特定された行為以外の行為や事情を罷免の可否を判断する際の考慮要素とすることは許されないはずである。

そもそも、弾劾裁判において複数の行為が「罷免の事由」として訴追されている場合において、当該行為のいずれかが「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」にあたる場合に初めて、その行為をした裁判官を罷免することができるのであるから、単独では「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」とは評価できない行為が複数認められるからといって、これらを総合して「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」があるとするは許されるべきでないし、このような弾劾裁判例は見当たらない。

(7) 「国民の信頼を害した」事実は何ら立証されていないこと

ア 訴追委員会は、法は「裁判の公正と司法に対する国民の信頼」を保護法益とし、「裁判官という身分に内在する倫理規範に背き、司法に対する国民の信頼等という保護法益を脅かす行為を罷免の事由として定めている」ものと解されるから、「『著しい非行』とは、裁判官の守るべき倫理規範に背き、国民の裁判官に寄せる信頼に対する背反と認められるような行為をいう」と罷免事由を定義づける。

その上で、訴追委員会は、「弾劾裁判所においては、訴追状記載の各事実はもとより、これに起因して生じた被訴追者に対する国民の信頼の崩壊全体を審理・判断の対象とし、国民の健全な社会常識に照らし、国民の裁判官に寄せる信頼に対する背反と認められるような行為か否かについて、大多数の国民に納得できる妥当な結論を導かなければならない。」と主張する(意見書27～28頁)。

しかしながら、法の正しい解釈がそうだとした場合、訴追委員会からは、こうした「被訴追者に対する国民の信頼の崩壊全体」や「国民の裁判官に寄せる信頼に対する背反と認められるような行為」という事実を基礎づける証拠は、個々の訴追事由のみならず、全体についても提出されていない。岡口裁判官のSNS投稿やこれに対する懲戒処分に関する報道がなされたことによって「司法に対する国民の信頼が大きく揺らいだ」などと主張するが(意見書36頁)、それを根拠づける証拠は提出されていない(甲49の合意書面もそのような立証趣旨とはされていない)。

むしろ、学者、事件当事者たる市民の意見書、新聞社説、法律家団体の意見書(弁1～3、6～11)のほか、全国各地の弁護士会や連合会から罷免すべきでないという会長声明や意見書が26件も出ていること(弁5の1～26)は、訴追状別紙に掲げられた行為が「司法に対する国民の信頼」を害したとはいえない事実を示す証拠として正しく評価されなければならない。例えば、弁5の3(仙台弁護士会会長声明)では、本最終意見書で述べることに加えて「表現の自由の価値の重要性及び裁判官に表現の自由を保障する意義を踏まえれば、表現行為を理由に法曹資格の喪失という重大な効果を伴う罷免を行うにはそれに見合うだけの重大な違法性が存在しなければならない。」とした上で、「本件訴追事由のいずれも、法曹資格を喪失させてもやむを得ないと評価できる程度の重大な違法性を有しているとまでは認められない。」と結論づけており、これと同旨の会長声明が多数存在する。

イ 岡口裁判官のSNS上での投稿等の一部が不法行為を構成するとしても、それはあくまでも特定の私人間の問題であり、このことが直ちに「司法に対する国民の信頼」を害したことになるわけではない。かかる問題は、当該私人間における民事訴訟によって解決が図られるべきものであり、現に、刑事事件遺族が岡口裁判官を相手取って提訴した民事訴訟の判決が出され(弁12、34)、確定している。

(3)で述べた通り、本件で訴追事由とされた各行為は、これまで弾劾裁判所で罷免判決が出された収賄、児童買春、ストーカー、盗撮等の犯罪行為、あるいはニセ電話事件等の社会的相当性を著しく逸脱した行為とは、根本的に内容を異にしている。最高裁判所が岡口裁判官を訴追請求していないのも、同様に理解しているから

に他ならない。

訴追委員会が語る述べることは、本件遺族など関係当事者の思いではあろうが、それは、直ちに「司法に対する国民の信頼」を害したことを意味するものではない。関係当事者の被害感情は理解できるものではあるが、そのことから当然のように「国民の信頼を害した」と認定することは、著しい論理の飛躍であって許されるものではない。

(8) 市来証言に顕れた岡口裁判官の心療的特徴の評価について

訴追委員会は、市来証言について、「市来証人の診断が弁護人の依頼により有料で行われているという一定のバイアスがうかがわれることや、確定診断とまではいえないと思料される」などとした上、「岡口裁判官の責任非難の程度を左右するような ASD 等の発達障害があったとは認め難く」と主張する(意見書37～38頁)。

ア しかしながら、証人市来による診断が弁護人の依頼により有料で行われているというのは事実誤認である。同人が述べたのは「意見書」の対価という意味であって(証人市来20～21頁)、検査・診断の対価ではない。岡口裁判官が、弁護人の紹介によって市来が勤務する東京医大病院を訪れたのは、通常の初診外来としてであり、検査・診断の対価としては、通常の保険診療における自己負担分を同病院に支払っただけである。また、市来は検査の客観性を確保するためもあって、別人(公認心理師・臨床心理士の坂井俊之)に検査を行わせている(同5頁)。そして弁護人は坂井とは何らの面識もなく、検査の前後に坂井と接触したこともない。

市来証言にいう一般的な方法によってなされた診察と検査の結果について、訴追委員会から信用性を云々されるいわれはない。検査結果に疑問を差し挟む訴追委員会の主張は、医学的には何の根拠もないただの個人的感想に過ぎない。

イ 訴追委員会は、証人市来の確定診断ではないことをも問題視するが、そもそも弁護人は確定診断と主張したことはない。一般に医師の診断は、それまでの診察や検査等の結果を踏まえ、医学的知見の下で総合的になされるものであり、それが確定診断ではないからという理由で信用性が否定されるものではない。

したがって、岡口裁判官が、市来のいう心療的特徴を有していること自体は否定さ

れる理由がない。

ウ そもそも弁護人は、岡口裁判官の心療的特徴が責任非難の程度を左右するようなものであると主張したことはない。SNSを通じたやり取りによる私人間の紛争という本件事案の特殊性に鑑み、専門医である市来が、岡口裁判官のコミュニケーション上の特性につき分析検討を行った上、神経発達症(いわゆる発達障害)のうち自閉スペクトラム症と注意欠陥多動症という診断(証人市来1~2頁)を示したことは、それが酌むべき事情かどうかの問題ではなく、岡口裁判官が本件訴追事由とされた各行為に及んだ認識・意図を解明した上、各行為が法2条2号の要件該当性を評価するために当然に必要な前提事実にはならない。

エ 詳細は後に各論で述べるところであるが、例えば、訴追事由第1に挙げられた10個の行為全体の契機となった「刑事事件投稿」(第1の1)は、SNS特有の短い表現特有の要素を背景とした、本件遺族と岡口裁判官との間に生じたコミュニケーションギャップによるものである。また、その後の一連の行為も、このコミュニケーションギャップから生じた岡口裁判官の認識(もともと刑事事件判決を誤って掲載したのは東京高裁なのに、という認識)、さらには、東京高裁当局からツイッターをすること自体を非難され、本件遺族への謝罪、説明の場もないまま弁明せざるを得ない立場から取られたものである。すなわち、いわば「ボタンの掛け違い」に始まったことであるのに、その後適切な是正の機会がなかったことによるギャップの拡大が生じたことは否めないところである。

かかる一連のミスコミュニケーションは、①SNS上の投稿を巡るコミュニケーションの難しさに加え、②岡口裁判官のコミュニケーション能力に関する特性が背景にあることは否定できない。

すなわち、①については「SNS というふうなものは文字しか情報がないわけです。…(中略)…それが文字になると、単なる文字ということで全ての情報が遮断されていくわけです。ですので、その文字を見たときに感じた印象というふうなものがその人の印象になってしまうというわけで、これは、そもそも SNS というものがそごを生みやすい媒体なんですね。」(証人市来18頁)と市来が指摘している。

また、②については「与えられた視覚情報などを基に推理などを用いて他者の感情を理解することが苦手なのじゃないかというふうに我々は読み取っています。そのため、日常場面では相手の気持ちが分からずに自分の感情で物事を判断しやすい、場にそぐわない行動や言動をしてしまいがちというふうになるわけです。」「自分なりの解釈で言葉を用いていらっしゃるんじゃないか、そのため、御自身の中では正しい論理に基づいて言葉を使って伝えているつもりだけれども、相手がそのように感じていないから相手にはそのように伝わらなかったり、場合によっては相手が期待する言葉ではなかったりするために相手に共感してもらいずらいだろう。」(同12～13頁)と、市来が専門医としての知見に基づいて証言している。

こうした岡口裁判官の心療的な特徴は、訴追事由とされた各行為の法2条2号の要件該当性の評価においては、当然に考慮されなければならない。

第2 各論～個々の訴追事由についての考察

1 訴追事由第1の1(刑事事件投稿)について

(1) 岡口裁判官は、裁判所のウェブサイトを見てこの刑事事件判決を知り、刑法上の論点があったので、フェイスブックとツイッターに投稿した。

フェイスブックでは、主として法律家が見るだろうと考えていたので、論点だけを明示したが、ツイッターでは、法律家以外の人も見るだろうと考え、論点の記載ではなく、事案の内容が分かるよう、裁判所のウェブサイトに記載されていた「事案の概要」から文書をコピーした。

岡口裁判官としては、これは死刑相当の事件だと感じていたが、現職の裁判官が確定する前の判決の結論について自分の意見を公表することにはためらいがあった。リンク先から判決を読んだ読者が、これほどひどい事件で無期懲役だったことがおかしいと感じてもらえるようにという気持ちもあった。

そこで、読者に事件の悲惨さを強調するために、岡口裁判官自身が「無惨にも」という言葉を付け加えて「首をしめられて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男 そんな男に、無惨にも殺されてしまった17歳の女性」という文章を添えて、裁判所のウェブサイトの URL を投稿したのである(第12回岡口13～14頁、第13回岡口41頁、乙4・9～11頁)。

岡口裁判官は、この投稿をした直後に、抗議のツイート(甲6)を目にして、本当に被害者の母親であるかどうかはわからなかったが、「私のツイートで非常に不愉快に思われる方がいるということですので、これは直ちに削除すべき」と考え、投稿を削除した(第12回岡口15頁)。その後、遺族からの抗議を受け、遺族の方々が傷つかれているので自ら謝罪をすべきと考えたが、東京高裁当局からは直接遺族に対応をしないよう指示されたため直接の謝罪はできなかった(第12回岡口16頁、第13回岡口34頁)。

(2) これに対し、訴追委員会は、岡口裁判官がこの投稿をした目的につき、「性的好奇心に訴えかけて、興味本位で刑事事件判決を閲読するものを誘引する意図」であったと主張するが(意見書8頁)、何ら証拠に基づかず、憶測に過ぎない。

もし岡口裁判官が読者の性的好奇心に訴えかけようとしたのであれば、刑事事件判

決にはより生々しい記載(たとえば、甲2・1頁「強姦しようとしたものの、その陰部に自己の陰茎を挿入することができなかった」や、同3頁「被告人は、背後からいきなり被害者の首を締め上げて失神させ、心臓の鼓動音を確認しつつ更に首を絞めつけており、執拗に残忍であって・・・殺害後、直ちにその服を脱がせたり切り裂いたりして全裸にした上、姦淫行為に及ぼうとした」)があるのだから、これらを用いるはずである。しかるに、かかる表現を引用していないことは、訴追委員会が指摘するような目的がなかったことを推認させる重要な間接事実である。

また、訴追委員会は、岡口裁判官が投稿をした目的についての供述が訴追委員会における事情聴取時から変遷していると主張するが(意見書7頁)、量刑についての問題提起をしたかったということについては、訴追委員会における2度目の事情聴取(令和3年6月4日)において述べている(乙4・11頁)。第1回目の事情聴取でその旨述べなかった理由については、述べないで済むのであればそうしたいと思っただが、2回目の事情聴取をされるに至り、「隠し通せないし、きっちり自分の意見を、ちゃんと本当のことを言わなきゃいけない」と考えた旨、当公判廷でも述べており(第13回岡口31頁)、合理的な説明がされている。

- (3) なお、岡口裁判官が文章をコピーした、本刑事事件判決を掲載した裁判所ウェブサイトは、平成29年12月26日に中澤弁護士が東京高裁に要望書を提出した後には見られなくなっていた(証人中澤・4頁)。本件について訴追請求がされた時点はもちろん、岡口裁判官が最初に訴追委員会によって事情聴取をされた平成31年3月4日の時点においても同様であり、当該ウェブサイト上に掲載されていた内容を客観証拠として提出することは不可能であるが、訴追委員会もこの点は特に争っていない(意見書5～6頁)。また、岡口裁判官は、訴追委員会での事情聴取時から一貫して、自分が付け加えたのは「無残に」という一語だけであると述べており(乙4・12頁)、刑事事件判決の「本件事案と控訴の趣意」に記載された内容(甲2・1頁)もこれを裏付けている。
- (4) この投稿について、最高裁の戒告決定(甲41)は、「閲覧者の性的好奇心に訴え掛けて、興味本位で本件刑事判決を閲覧するよう誘導しようとするものというほかない」と評価しており、訴追委員会もこれに追従する(意見書8頁)。

しかし、このような評価には、①判決を公にすることの意義を軽視している点と、②表現行為の解釈が一面的で合理性に欠ける点に問題がある。以下詳述する。

ア ①について、日本国憲法の下では裁判の公開が原則とされている(憲法82条)。その趣旨は、「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある」(最高裁判所平成元年3月8日判決)。

このような裁判の公開という公共の利益の前では、個人の利益も一歩後退せざるを得ないことがある。すなわち、民事・刑事を問わず、裁判の内容、中でもその結論である判決が公にされることで、国民はその内容を正確に知ることができ、それをもとに自らの意見を形成し、それを表明することができる。こうして国民の間に意見、議論が生まれることは、裁判の公開原則、国民主権の原理を謳う憲法が期待している事態といえる。

その意味では、判決は、公共財的な性格を有するものであって、訴訟当事者のためのものでなければ、いわんや法曹のためのものでもない。とりわけ、本件のように重大な刑事事件であれば、その判決を公にする意義は大きい。

もちろん、匿名処理等で、訴訟の当事者及び関係者の利益に配慮する必要があるが、裁判の公開によって、個人の利益が一定程度損なわれる場合があることは、憲法が織り込み済みのことといえる。

本件投稿を評価するに当たっては、このような裁判の公開原則、国民主権の原理にも目を配りながら、本件投稿の意義を正しく捉える必要がある。

ところが、最高裁の戒告決定、それに追従する訴追委員会の評価には、その点への配慮が全く窺えないのである。

イ ②について、訴追委員会の評価には、表現行為の解釈が一面的で合理性に欠ける点でも問題がある。

(ア) 既に述べたとおり、本件投稿のうち「無惨にも」以外の文章は、岡口裁判官が裁判所のサイトから引用したものである。そして、岡口裁判官が加えた「無残にも」という文言は、「通常、残酷さ、むごさ、痛ましさを表す用語であって、からかい、嘲

笑等を含意するものではない」(甲12・12頁)。

訴追委員会は、本件投稿の評価に当たって、「被告人の異常な性癖や犯行の猟奇性に着目した表現」が用いられている点を強調するが、それは、この刑事事件を特徴付ける点であり、量刑に影響を及ぼす主要な犯情にもなっている。したがって、この刑事事件の判決を紹介する者がこの点に着目するのは当然で、そうであるからこそ、裁判所のウェブサイトでもその点が記載されていたのである。

よって、「被告人の異常な性癖や犯行の猟奇性に着目した表現」が用いられていることをもって、「閲覧者の性的好奇心に訴え掛けて、興味本位で本件刑事判決を閲覧するよう誘導しようとするものというほかない」との評価を導くことには、あまりにも論理の飛躍がある。

- (イ) そうすると、訴追委員会の評価の根拠は、つまるところ、本件投稿の行われた場が、「男性の裸体画像等の性的で卑猥な投稿」が繰り返されている場であったという点に帰着する。

しかし、岡口裁判官の当時のツイッターは、裁判など法律に関わる情報の紹介や、司法・政治を始めとする時事問題に関わる投稿によって大部分が占められている(甲3、弁29～31)。確かに、その中には、男性の裸体の写真、「ブリーフ」という言葉、軽口をたたくような投稿も散見されるが、そのような類の投稿を幅広に拾い上げても、その数は、投稿全体の中ではほんの一部に過ぎない。

したがって、本件投稿の表現内容に加え、それが行われた場の状況を併せ考えても、本件投稿が「閲覧者の性的好奇心に訴え掛けて、興味本位で本件刑事判決を閲覧するよう誘導しようとするものというほかない」と評価することには到底無理がある。訴追委員会のこのような評価は、「岡口裁判官のツイッターのフォロワーは、性的好奇心から興味本位で判決を見るような人ばかりなのだ」と証拠もなく決めつけるものに過ぎない。

- (5) 結局のところ、訴追委員会の主張は、「投稿や発言それ自体の表現内容その他の客観的事実」や「国民の健全な社会常識」を無視して、刑事事件遺族の主観(「男性の裸や下半身を強調した投稿がされていました。その中に娘の事件を判決書のリンクを貼っ

て投稿されたことが、娘を汚されたように感じました」(証人裕見子5頁))に引きずられているという他ないのである。

岡口裁判官の刑事事件投稿によって本件遺族の感情を傷つけたこと自体は否めないが(岡口裁判官自身も東京高裁当局からの指示がなければ直接謝罪をしたいと希望していた(第12回岡口16頁)。)、だからといって、この投稿が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるとまでは評価できない。

2 訴追事由第1の2(刑事事件投稿 FB 掲載)について

岡口裁判官がかかる投稿をしたのは、最初の刑事事件投稿について、東京高裁当局からのリークを受けたマスコミによる、自分を一方的に非難する報道が続いたため、自分のツイート内容がどのようなものであったかを、刑事事件判決自体の内容と見比べて確認してもらおうと考えたからに他ならない(第12回岡口17～18頁)。

この投稿も、本件遺族の感情を傷つけたこと自体は否めないが、岡口裁判官が、一部のマスコミによるセンセーショナルな報道が続いていたため、自分に対する誤解が広がっていくのではないかという恐怖の中で、自分がツイートした内容を正しく理解してもらうためにそのような投稿をすることが、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるとは評価できない。

3 訴追事由第1の3(東京高裁批判投稿)について

(1) 岡口裁判官がかかる投稿をした経緯は、以下のとおりである(弁13)。

ア 中井弁護士は、ウェブサイト上のニュース記事に「内規に反して判決文を掲載し、そのコメントの内容に対しても、不適切だと被害者遺族から処分を求める声があがっていた。」とあったところ、そこには主語が書かれていないため、「内規に反して判決文を掲載」ってあってるのか??と疑問を投げかけるツイートをした。

イ これに対し、岡口裁判官が「『内規に反して判決文を掲載』したのは、俺ではなく、東京高裁(^_^)」という返信のツイートをした。

ウ これに対し、中井弁護士が@okaguchi(岡口裁判官)を返信先として、「そうですね。」で始まる返信のツイートをした。

(2) このような経緯について、訴追委員会は何ら反論をしておらず、事実関係には争い

がないものと思われる。

また、訴追委員会が指摘するとおり、岡口裁判官は「本件判決及びこれに関する諸々一切について、投稿や書込をしないことをお約束いたします。」と東京高裁長官らに約束したことは事実であるが、上記のとおり、この投稿は、中井弁護士が呈した疑問に答えたものに過ぎず、岡口裁判官が積極的に高裁判決へ責任転嫁をするような意思はなかった。ツイートの末尾に「(^_^)」をつけたのも、あたかも岡口裁判官が「内規に反して判決文を掲載」したよう誤読させる表現をしたマスコミに対するアイロニーである(第12回岡口21～22頁)。

- (3) 本件遺族は、このような前後の文脈を把握することなく、この投稿のみを見て、「私たちが訴えてきたことはまるで伝わっていないのだ」と受け止め(証人正史10頁)たようである。

したがって、この投稿により本件遺族の感情を傷つけたこと自体は否めないが、上記のような投稿に至る経緯を踏まえれば、この投稿が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるとは評価できない。

4 訴追事由第1の4(岡口判事記者会見)について

- (1) 平成30年9月11日、最高裁判所における分限裁判の審問期日後に司法記者クラブにおいて行われた記者会見において、岡口裁判官は、記者からの刑事事件投稿についての質問に答えて、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除してくださいという話があったのでその場で削除いたしました」と発言した(甲25・12頁)。

これは、当時岡口裁判官が認識していた事実をそのまま説明したものである。

すなわち、岡口裁判官は、最初の刑事事件投稿の直後、「なぜ私たちに断りもなく、判決文をこのような形であげているのですか？法律に触れない行為かもしれませんが、非常に不愉快です」という抗議のツイート(甲6)があったので、削除を求められたものと理解して、直ちに刑事事件投稿を削除した(第12回岡口29～30頁)。

このような単純な事実を、記者から問われたのでそのまま答えただけである。

- (2) これに対し、訴追委員会は、この発言をもって「事実をゆがめた発言をして自らを正当化している」と主張する(意見書12頁)。

しかしながら、岡口裁判官の当該発言は、「事実をゆがめた」ことにも、「自らを正当化」したことにも当たらない。

確かに、抗議のツイート(甲6)には、刑事事件投稿自体を削除するよう求める文言は見られないが、「判決文をあげていることが不愉快」と指摘しての抗議であるから、一般人の見方として、これは削除を要求する趣旨であると捉えても何ら不自然ではない。相手の不愉快さを取り除くためには削除が必要だと考えるのが最も自然な対応と言えるからである。一例を挙げれば、電車内で「なぜそんな風に私を見ているのですか。不愉快です。」と言われたら、「見るのをやめろ」という趣旨と理解して目を背ける対応をするのが最も自然な対応である。岡口裁判官の対応は、これと同様である。

この点に関し、訴追委員会は、「ツイッターの中では、投稿を削除することは、投稿の事実がなかったかのようにするとも捉えられ、必ずしも好ましいものとは考えられて」いない(意見書9頁)とも主張するが、これは、削除することによって責任を逃れようとする行為に対する評価の問題であり、本件投稿とは全く場面を異にする。

(3) 以上のとおり、岡口裁判官の記者会見での発言は、当時同人が認識していた事実を説明したものに過ぎず、たとえそれが本件遺族の感情を傷つけたとしても、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たると評価することはできない。

5 訴追事由第1の5(遺族因縁投稿)について

(1) 岡口裁判官は、平成30年10月5日頃、山口弁護士による「遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁をつけているだけですよ。」というツイートを目にした。これは、裕見子氏による亀石倫子弁護士を批判するツイート(弁14)についてのものであった。

岡口裁判官は、山口弁護士が以前から表現の自由の見地から自分を応援するツイートをしていたため、山口弁護士が自分の関係で表現の自由の見地からしたツイートを全てリツイートしていた。その一環として、「岡口基一の公式ブログです」と題するブログに山口弁護士の当該ツイートのリンクを貼って紹介したのが、本件投稿である(第12回岡口30～31頁、第13回岡口36頁)。

(2) これに対し、訴追委員会は、この投稿は、本件遺族らの正当な抗議活動等を「因縁」と評したものと受け止められるもので、遺族らの感情を更に傷つけたものと認めることが

できるとした上で、このことは、SNS 投稿の社会的性質に照らし、因縁投稿が誰に直接向けられた投稿であるか否か、転載であるか否かなどによって左右されるものではない、などと主張する(意見書12～13頁)。

しかしながら、そもそもこの投稿に関する証拠として訴追委員会が提出したものは、何者かが作成した「岡口基一BOT」のツイート(甲26)のみであり、そこには投稿の見出ししか表示されておらず、本文が具体的にどのような文章であったのかを明らかにする証拠は何ら提出されていない。

そして、岡口裁判官自身の記憶によれば、この投稿は、裕見子氏の亀石倫子弁護士を批判するツイートについて山口弁護士がした「遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁をつけているだけですよ。」というツイートを、ブログにリンクを貼ってそのまま紹介したものに過ぎない(第12回岡口30頁)。

そうすると、この山口弁護士のツイートのリンクと併せて当該投稿の内容を見れば、たとえ本件遺族が岡口裁判官の言動に対する抗議活動を展開してきたという経緯があろうとも、当該投稿は本件遺族による抗議活動を指して「因縁」と評したのではないことが明らかである。この事実は、訴追委員会が主張する「SNS の社会的性質」に照らしても、何ら揺らぐものではない。

したがって、訴追委員会の主張は、「当該投稿は亀石倫子弁護士についての裕見子氏のツイートに関する山口弁護士のツイートのリンクを貼って紹介したもの」という岡口裁判官の供述それ自体が信用できないと訴追委員会が証明しない限り、成り立たないものである。

- (3) これは言うまでもないことであるが、立証責任は訴追委員会にあるから、弁護人が岡口裁判官の上記供述が正しいものと証明する責任を負うものではないが、なお念のため、岡口供述に信用性が認められることについて述べておきたい。

岡口裁判官による一連の投稿は、関係各証拠によれば、何らかのニュースや第三者の投稿をきっかけに、それについて何らかの見出しを付けてリンクを貼る方法により紹介をするものがほとんどであって、何らのきっかけもなく突然に本件遺族の抗議活動を「因縁」とするような投稿をすることは、にわかに想定しがたい。

そこで、当該投稿をするきっかけとなるものは何だったのかを確認すると、裕見子氏によるツイート(弁14)は、当該投稿がなされた直前の10月1日付であり、その前のツイートは9月21日であって10日間も間隔が空いている(弁15)。そして、10月1日の裕美子氏のツイートは、「亀石倫子という弁護士は、今回分限裁判にかけられた岡口基一の件でも、とにかく悲しいなどとツイートしていた、被害者や遺族がどんな思いをしているかなんてみじんも感じないで無神経なことを発信する弁護士がいかに多いか、もっと知ってほしい、こんな人が政治家になるなんてまっぴらごめんだ」という内容であった。これに関し、山口弁護士は、弁護人に対して、4年前のことであり、1日に30件ほどツイートしているので当時の記憶はないけども、自分は亀石弁護士を応援していたので、当時このツイートを見れば、亀石弁護士に因縁をつけているだけだと論評しても全くおかしくない旨を述べている(弁17。なお、訴追委員会はこの供述の信用性を争っていない。)

したがって、裕見子氏によるツイートの時期及び内容と、山口弁護士の供述内容とによって、「当該投稿は亀石倫子弁護士についての裕見子氏のツイートに関する山口弁護士のツイートのリンクを貼って紹介したもの」という岡口裁判官の供述は裏付けられており、十分に信用できるものといえる。

(4) なお、これに関して訴追委員会が提出する唯一ともいえる証拠は、「当時のことを思い出してみましたが、この文章だけで、リンクなどはなかったと思います」との裕見子氏自身の証言のみである(証人裕見子11頁)。

しかしながら、この証言は「思う」というだけで、岡口裁判官が貼ったというリンクがなかったことの裏付けとしては根拠が薄弱である。

しかも、当の裕見子氏が岡口裁判官を相手取って起こした民事訴訟で自ら提出した陳述書には、「『因縁をつけているだけですよ』」の後に何が書いてあったのか、具体的には思い出せません」とあるだけで、「リンクなどなかったと思う」などという記載はどこにもない(証人裕見子27～28頁)。

さらに言えば、当該民事訴訟の控訴審判決では、「控訴人裕見子は、その供述によると、平成30年10月5日に本件投稿2(※引用注：因縁投稿を指す)がされた後、程なくしてその記事が削除される前に当該記事の内容を読んだというのに、その後、控訴人ら

において、被控訴人に対してこのような投稿をしたことについて抗議をした形跡はなく、また、控訴人らが同月22日に東京高等裁判所に対して提出した抗議文書にも、被控訴人の分限裁判の期日後の会見等についての抗議の内容が記載されているものの、本件投稿2については何らの言及もされていない。」(弁34・7頁)と指摘した上、原判決と同様、当該投稿の不法行為性を否定している。

したがって、かかる裕見子氏の証言によっても、当該投稿に関する岡口裁判官の供述の信用性を否定することはできない。

(5) そこで、「当該投稿は亀石倫子弁護士についての裕見子氏のツイートに関する山口弁護士のツイートのリンクを貼って紹介したもの」であることを前提に、当該投稿を評価することになる。

そうすると、当該投稿は、本件遺族の抗議活動について「因縁」と評したものではなく、また、一般人から見てそのように受け止められるものでもなかった。

したがって、たとえ当該投稿によって本件遺族の感情が傷つけられたとしても、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たると評価することはできない。

6 訴追事由第1の6(週刊現代インタビュー)について

(1) 平成30年10月下旬ころ、岡口裁判官は、週刊現代のインタビューを受けた際、自らの認識に基づき、本件遺族について、「4回も傷ついた理由を変えている」と発言をした(甲28・5枚目)。

岡口裁判官が「4回も傷ついた理由を変えている」と言ったのは、以下の認識に基づくものである。

- ① もともと判決文を裁判所が公開したことに抗議
- ② 岡口さんのツイート文言で傷ついた
- ③ 判決文を裁判所のウェブサイト掲載されたことに傷ついた
- ④ おちゃらけたツイッターで紹介されたことに傷ついた

そして、岡口裁判官がこのように認識したことには、以下のような理由がある。

ア ①のように認識した理由は、裕見子氏からの抗議ツイート(甲4)が「なぜ、私たちに断りもなく判決文をこのような形であげているのですか?」というもので、「判決文を

あげて(=公開して)いる」ことへの抗議であったことから、①のように受け止めたのである(第12回岡口33頁11～14行目)。

イ ②のように認識した理由は、マスコミの報道を通じて、自分のツイートの文言で傷ついたと言われていると受け止めたのである(同14～20行目)。

ウ ③のように認識した根拠は、裕見子氏による一連のツイート(弁22～26)である。弁22では「私の娘の判決文をボタン一つで見られるように拡散」、弁23では「判決文を勝手にツイートする行為」、弁24「クリッカー一つで判決文を全世界に発信した」、弁25「大切な娘の判決文をクリッカー一つで全世界に発信した、弁26「娘の判決文をクリッカー一つで全世界に発信した」とあり、共通して、「判決文を全世界に拡散した」ことを問題としていることから、③のように受け止めたのである(同20～25行目)。

エ ④のように認識した根拠は、毎日新聞の記事(弁27)である。この記事には「岡口氏のツイッターには男性が肉体を露出した写真が数多く掲載され、軽妙なつぶやきが並ぶ中で、事件への言及がなされた。裕見子さんは娘が馬鹿にされているように感じたという。」という記載があるため、おちゃらけたツイッターで紹介されたことに傷ついた、と受け止めたのである(第12回岡口33頁25行目～34頁4行目)。

オ 本件遺族のお気持ちが複合的なものであり、客観的に見れば傷ついた理由が変遷しているわけではないとも思われるが、岡口裁判官がそのように受け止めてしまう理由が彼なりに存在したのであり、決して意図的に真意をゆがめて発言したわけではない。

(2) これに対し、訴追委員会は、当該投稿は岡口裁判官が事実をゆがめて発言をしたものと主張している(意見書13～15頁)。

すなわち、遺族らは、当初から一貫して、岡口裁判官本人に対し、その投稿内容や投稿の場所、表現ぶり等について抗議していたのであり、遺族らの抗議の内容が変遷した事実はなく、岡口裁判官は要望書等から遺族らの真意を理解していたはずであるのに、事実をゆがめて発言して、遺族らの感情を傷つけたというのである。

しかしながら、前記のとおり、岡口裁判官は、本件遺族のその時々々のツイート内容からその真意をくみ取ろうとしてきた結果、時期によって4種類の異なった「意思」を受け止め

ることになってしまった。本件遺族のお立場からすれば一貫していたのだろうが、誤解を生じやすいSNSの特性もあって、岡口裁判官はそのように受け止められなかったのである。とりわけ、弁22から弁26の一連のツイートは、「判決文を全世界に拡散」したこと自体を非難するもので、その前後のツイートとは意味合いが変わっているものと受け止められ得るものであった。

しかも、岡口裁判官のかような受け止め方については、本意見書総論の末尾(16～18頁)で述べた岡口裁判官の心療的特徴が大きく影響していると思われる。すなわち、岡口裁判官の認識につき、精神科医である市来は、「与えられた視覚情報などを基に推理などを用いて他者の感情を理解することが苦手なのじゃないかというふうに我々は読み取っています。そのため、日常場面では相手の気持ちが分からずに自分の感情で物事を判断しやすい、場にそぐわない行動や言動をしてしまいがちというふうになるわけです。」(証人市来12～13頁)、「自分なりの解釈で言葉を用いていらっしゃるんじゃないか、そのため、御自身の中では正しい論理に基づいて言葉を使って伝えているつもりだけれども、相手がそのように感じていないから相手にはそのように伝わらなかったり、場合によっては相手が期待する言葉ではなかったりするために相手に共感してもらいづらいだろう。」(同13頁)、「岡口さんは、先ほどから申し上げているように、そういった人のいろんな表情とか考え方とかというものをうまく読み取ることが苦手な状況ですので、(SNSのトラブルが)十分起こり得るような印象を持ちました。」(同18頁)と証言している。かかる市来証言は、岡口裁判官の診察と心理検査の結果を踏まえて、精神科医としての専門的知見と臨床経験に基づく客観的な分析の結果であり、信頼に値するものである。

したがって、岡口裁判官の当該発言は、岡口裁判官自身が受け止めたことをありのままに発言したものであって、訴追委員会が主張するように「ことさらに事実をゆがめて」発言したものでないことは明らかである。

- (3) よって、岡口裁判官の週刊現代のインタビューでの発言が、本件遺族の感情を傷つけたとしても、岡口裁判官自身が悪意を持って意図的に本件遺族を批判するものではなかったのであるから、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるものとは評価できない。

7 訴追事由第1の7(1)(遺族担ぎ出し投稿)について

(1) 岡口裁判官が、訴追委員会が本件遺族から事情聴取をしたことを知ったのは、平成31年3月19日の新聞報道であり、それまでは、本件遺族以外の一般市民が自らの訴追請求をしていることは知っていたが、本件遺族自身が訴追請求に向けて動いているという情報は全く把握していなかった。

岡口裁判官がかかる新聞報道を目にした直後の3月20日、島田広弁護士による「裁判官にもつぶやく自由はある」と題し、『「被害者感情」を権力暴走の隠れ蓑に利用することは、絶対にあってはなりません。』と締めくくるフェイスブック投稿(弁28)を見つけたため、我が意を得たりと思い、自らの「分限裁判ブログ」にその記事のリンクを貼った上、「遺族を担ぎ出した訴追委員会」というタイトルを付けて投稿した。

これが甲31の投稿である。

岡口裁判官は、自分の訴追請求をした人々の中から、訴追委員会が本件遺族だけを担ぎ上げたという趣旨で、かような投稿をしたのだが、このままではあたかも訴追委員会が本件遺族を誘っているようにも読めるので、よりシンプルに、「訴追委員会が遺族を審問した」という表現に訂正した。

訂正後の投稿が、弁33である。

(2) 甲31には表示されていないが、弁33には、引用元である島田広弁護士のフェイスブック投稿の一部が表示されている。

そこには、岡口裁判官自身による投稿と同様の、【「被害者感情」を権力暴走の隠れ蓑にしてはならない】との一文の後に続けて、「私たちのアピールは、岡口裁判官のツイートでお気持ちを傷付けられたと報道されている方々について、批判したり、まして敵対したりするものではありません。」と記されているのが読み取れる。

岡口裁判官も、決して本件遺族を批判するつもりはなく、あくまでも最高裁判所と訴追委員会という「国家権力」の暴走に警鐘を鳴らすという目的で始められたこの「弁護士アピール」を紹介する趣旨で、このような投稿に及んだものにほかならない(以上につき、第12回岡口35頁、第13回岡口1～3頁)。

(3) これに対し、訴追委員会は、本件遺族らが自らの意思で訴追請求や事情聴取を求

めたものであり、「担ぎ出した」というのは事実と反するとした上で、岡口裁判官は本件遺族らの事情聴取が本人らの主体的な意思及び判断に基づくものではないかのように事実を歪め、自らの訴追が不当であるということを読者に印象づけて賛同を得ようとしている、などと主張する(意見書15～16頁)。

しかしながら、かような経緯は、本訴における証人正史らの証言によって初めて明らかにされたものであり、本件遺族らの要望書等において事前に明らかにされたこともなかった。

そして、岡口裁判官がかかる経緯を知った上であえて当該投稿をしたことを裏付ける証拠は何ら提出されていないし、ましてや、事実を歪める趣旨で当該投稿に及んだなどというのは、根拠のない決めつけである。

訴追委員会の主張は、自らも含めた権力批判の趣旨で行われた当該投稿を、あたかも本件遺族に矛先を向けたものであるかのように印象付けた上で、本件遺族を侮辱するものであると決めつけるものであって、明らかに失当である。

(4) よって、岡口裁判官の当該投稿が、本件遺族の感情を傷つけたとしても、岡口裁判官自身が悪意を持って事実を歪める意図は全くなかったのであるから、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるものとは評価できない。

8 訴追事由第1の7(2)(洗脳投稿)について

(1) 岡口裁判官は、平成31年11月12日ころ、山中弁護士が自らのブログに投稿した「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等」と題する記事を見つけた。この記事は、山中弁護士が最高裁判所に情報公開請求をして入手した、裁判所ウェブサイトの下級裁判所の裁判例を掲載するかどうかの選別基準である。

この選別基準は、外部には公表されていない裁判所の内規であり、民事裁判官である岡口裁判官も、こと刑事事件に関する限り、このような内規の存在を知らなかった。

この記事を読んだ岡口裁判官は、やはり本件刑事事件判決は裁判所ウェブサイトに掲載してはならないものであり、東京高裁がこれを掲載したのは内規違反であったのだと確信した。

のみならず、東京高裁当局が、岡口ひとりを悪者にするようなリークを行い、それをマ

スコミが無批判に報道したこと、とりわけ毎日新聞は重ね重ね岡口を非難する記事を掲載したことから、本件遺族もまた岡口ひとりが悪いんだと思ってしまったのも仕方がないという思いを抱き、それを友達限定のつもりでフェイスブックに投稿した。

これが、訴追事由第1の7(2)の、いわゆる「洗脳投稿」である。

- (2) 岡口裁判官にとって、「洗脳」という言葉は、さほどネガティブな意味を持つものではなく、遺族があのような報道に接していれば独り岡口だけが悪いんだなと思うようになるのも仕方がない、という程度のニュアンスで用いたに過ぎない。そして、そのような思いを、いわば友人たちにぼやくようなつもりで投稿してしまったのである。(第12回岡口37頁)

ちなみに、国語辞典においても、「洗脳」という言葉は、「新しい思想を繰り返し教え込んで、それまでの思想を改めさせること」(広辞苑)、「資本主義的な思想を洗い去って、共産主義的な思想に変えること。〔転じて〕その人の思想を根本的に改造すること」(学研国語大辞典)など、他人の思想を変える行為を意味し、「洗脳」された側を批判する意味は含まれていない。

市来医師も「特有の四字熟語であるとか特有の言葉というふうなものを御本人なりに理解しているというふうなものがあって、多分、少なくとも私の考えている『洗脳』と岡口さんの考えている『洗脳』は違うと思います。」「どちらかというとなら岡口さんは、ここに関しては私は誤用していると思います。」と証言している(証人市来37頁)。

かかる国語辞典の記載と市来証言とを踏まえれば、「洗脳」という言葉をさほどネガティブな意味で使ったわけではないという岡口裁判官の供述は信用できる。

- (3) また、当該投稿をしたのが被害者の命日であったことは、もちろん岡口裁判官は知らなかったことであるし、わざわざ被害者の命日を選んで投稿するような動機がない。

訴追委員会も、岡口裁判官が命日を知って投稿したとまでは主張していない(意見書19頁)。

- (4) したがって、かかる「洗脳投稿」によって、本件遺族の感情が傷つけられたのみならず、一般人から見ても本件遺族が侮辱されたものと捉えられることは否定できないが、岡口裁判官自身は本件遺族を批判する趣旨でなしたのではなく、むしろ東京高裁当局と毎日新聞に対する批判のつもりで投稿したものに過ぎないのであるから、これが「裁判

官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるものとはまでは評価できない。

9 訴追事由第1の7(3)（「遺族のみなさまへ」投稿）について

- (1) 岡口裁判官は、いわゆる「洗脳投稿」を、うっかりフェイスブックの公開設定のまま行ってしまい、それが本件遺族の目に触れたことを知り、しかも、世間では「洗脳」という言葉がネガティブな意味で受け止められていると聞いて、ただちに当該投稿を削除した上で、本件遺族が目にしたという自分のフェイスブック上で謝罪することにした。

それが、「遺族のみなさまへ」で始まるフェイスブック投稿（甲35）である。

この投稿では、本件遺族が自分のフェイスブックや著書を読んでいることへのお礼から始まっているが、岡口裁判官としては、フェイスブック上で謝罪の意を表すことにした経緯を説明するための一文であり、「ありがとうございます」というひとことを加えることには、特に違和感を感じなかった。

また、本件遺族が「洗脳されている」という言葉を使ったことの原因を説明する中で、刑事事件判決を誤ってウェブサイト上で公開したのが東京高裁であるのに、どうして自分だけが批判されるのかわからないので、その理由を聞かせてほしい、と書いたのも同様であり、岡口裁判官自身の偽らざる気持ちである。

前記の6項（週刊現代インタビュー）において述べたとおり、市来医師は、岡口裁判官が他者の感情を理解することが苦手なため、日常場面では相手の気持ちが分からずに自分の感情で物事を判断しやすく、場にそぐわない行動や言動をしてしまいがち、言自分の中では正しい論理に基づいて言葉を使って伝えているつもりだけれども、相手があるように感じていないから相手にはそのように伝わらなかったり、場合によっては相手が期待する言葉ではなかったりするために相手に共感してもらいにくい、このためSNSのトラブルが十分起こり得るような印象を持った、という旨を証言する（証人市来12～18頁）。

かかる市来証言は、岡口裁判官の診察と心理検査の結果を踏まえて、精神科医としての専門的知見と臨床経験に基づく客観的な分析の結果であり、信頼に値するものである。

この市来証言を踏まえれば、「遺族のみなさまへ」で始まる投稿は、岡口裁判官が本

件遺族の名誉感情を害し、あるいは本件遺族の感情を傷つけることを予期してしたものではなく、むしろ、先の「洗脳投稿」で本件遺族を傷つけてしまったのなら謝罪しなければならない、と考えるとっさに取った行動であるという岡口裁判官の供述には信用性が認められる。

- (2) これに対し、訴追委員会は、当該投稿中にみられる「何かのはずみで、また同じ過ちを犯しかねません。」という文言が本件遺族を揶揄・挑発するような投稿であると非難するが(意見書18～19頁)、かかる岡口裁判官の偽らざる心境を全く無視した、悪意のある決めつけに過ぎない。

なお、本件遺族が岡口裁判官を相手取って提訴した民事訴訟の第1審判決中にも、訴追委員会の主張と同様の表現が見られるが(弁12・28頁)、この民事訴訟において市来医師は証言も意見書提出もしておらず、岡口裁判官も当該投稿をなした真意を弁明したわけではないので、本件弾劾裁判とは証拠関係が異なることを付記しておきたい。

- (3) したがって、かかる「遺族のみなさまへ投稿」が、本件遺族の感情を傷つけたとしても、岡口裁判官自身は本件遺族を揶揄・挑発する趣旨でなしたものではなく、むしろ本件遺族に対して率直に謝罪するつもりで投稿したものであるから、これが「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるものとは評価できない。

10 訴追事由第1の7(4)（「洗脳発言報道について」投稿）について

- (1) 岡口裁判官は、前記の「遺族のみなさまへ」投稿に続いて、「「洗脳発言」報道について」と題する文章を、「分限裁判の記録」ブログへ投稿した。

これは、先の「洗脳投稿」がメディアに大きく取り上げられたことから、自分のブログの読者にもことの経緯を説明しなければならないと思っていたことであり、記事の内容は、最初の刑事事件投稿から「洗脳投稿」に至るまで、岡口裁判官自身が認識する事実経緯をそのまま記したものであり、遺族に対する批判や攻撃を意図したものでは決してない(第12回岡口38～39頁)。「私が戦うべき相手は、矢面に立っている遺族の方々ではなく、その後ろに隠れている東京高裁や、その思い通りの報道をしてしまうマスコミなのかもしれません。」「遺族の方々とは戦うのではなく、私が本来の敵を相手にすべきなの

です。」という表現ぶりからも、そのことを読み取ることができる。

- (2) これに関して、訴追委員会は、当該投稿が、先の「遺族のみなさまへ」投稿と同様、本件遺族に向けたメッセージであり、「遺族の方々にも早く目を覚ましてもらいたいという思いも込められていたのかもしれませんが」などと本件遺族に対する思いも込めた投稿であるから、もとの「洗脳投稿」もまた、本件遺族が目にする可能性を認識し、期待しながら、本件遺族の行動に疑問を呈した投稿であったことは明らかであるとした上、岡口裁判官が「友達限定」で投稿したつもりだったという弁解も、「遺族のみなさまへ」投稿及び「洗脳発言」報道について投稿のいずれにも記されていないから信用できない、と切り捨ててみせる(意見書17～18頁)。

しかしながら、たとえ岡口裁判官による「洗脳投稿」以降の各投稿が、一般人から見れば遺族の感情を傷つけ、あるいは侮辱するものであるとしても、既に市来証言を引用して述べたとおり、岡口裁判官がそのコミュニケーション能力上の特性によってかような表現行為に及んだことは十分に説明可能なことであり、訴追委員会主張のごとく殊更に悪意をもってしたものと決めつけることには、客観的な根拠がない。

- (3) したがって、かかる「洗脳発言報道について」投稿が、本件遺族の感情を傷つたとしても、岡口裁判官自身は本件遺族を批判する趣旨でなしたのではなく、自分のブログの読者へこの経緯を説明する趣旨で投稿したものであるから、これが「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるものとは評価できない。

11 訴追事由第2の1～3について

(1) 訴追事由第2の1～3の各投稿の趣旨

ア 岡口裁判官は、犬事件の裁判を紹介した朝日新聞の記事をみて、この記事及び記事の元となった裁判を紹介したいと考えた。そして、記事にリンクを貼るだけでなく、この裁判がどういう内容かを端的に伝えるため、内容を短文で紹介したのが、訴追事由第2の1(犬事件投稿)である(第12回岡口22頁)。

また、インターネット上の掲示板で分限裁判についての議論がされていたため、自分がこっそり最高裁に処分されて終わりというのを防ぎたかったので、この議論を紹介しようと考えて、「東京高裁『うちの白ブリーフ裁判官が・・・』」とタイトルをつけ、この掲

示板をリンクに貼ったものが、訴追事由第2の2(犬事件掲示板投稿)である(第12回岡口26～27頁)。

そして、犬事件投稿につき非難する論調のマスコミが多かったことから、本当にマスコミが言うようなひどい内容かを自分の目で見てほしいと思って、フェイスブックに同じ投稿が残っていたことを「分限裁判ブログ」に書いて当該フェイスブック記事にリンクを貼ったものが、訴追事由第2の3(犬事件再投稿)である(第12回岡口34～35頁)。

イ これに対し、訴追委員会は、これらの表現行為をもって「裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すとともに、当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめた」と主張する(意見書20頁以下)。

しかしながら、これらの各投稿は、いずれも「裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示」しているものとはいえないし、「当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめ」るものでもない。

その理由については、以下、各投稿ごとに述べることとする。

(2) 訴追事由第2の1(犬事件投稿)について

ア この投稿のリンク先の記事を見ると「放置された犬を保護して飼育 3カ月後に返還要求、裁判に発展」という見出しの下、本文は次のように始まっている(甲19の2・1頁)。

公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、もとの飼い主が名乗り出て、「返還を」と訴えられた。動物愛護法には遺棄罪があり、飼い主にペットの健康や安全を確保する責任があるとされているが、裁判所はもとの飼い主の訴えを支持した。

つまり、リンク先の記事には、その冒頭で、もとの飼い主が勝訴したという結論が示されている。

また、記事中にある弁護士のコメントも、次のように判決を支持した上で、あくまで「一般論として」、飼い主の資格に疑問を呈しているに過ぎない(甲19の2・3頁)。

「遺失物法上、もとの飼い主の所有権が失われていないという司法判断は理解できる。しかしもとの飼い主が、交際男性との生活を優先してその男性が飼い犬を遺棄することを2度も容認した行動は、動愛法が定める所有者の責務に照らして問題がないとは考えにくく、一般論としては飼い主の資格があるのかどうか疑問に思う。犬はかなりの高齢で、環境の変化が健康に悪影響を及ぼす可能性もある。動愛法で動物は『命あるもの』と定められていることを鑑みれば、この犬は現在の平穏な環境で残された時間を過ごさせるべきではないだろうか」と話す。

そして、この投稿で岡口裁判官は、リンク先の記事に記載されている裁判所の判断や弁護士のコメントに異を唱えるようなコメントを一切していない。

したがって、本件投稿が、リンク先の記事に記載されている裁判所の判断や弁護士のコメントと異なる、又はそれを超える法的評価・意見を示していると評価することはできない。

その表現ぶりも、投稿の本文ではリンク先の記事内容を読者にある程度予想させた上、実際に記事内容を読んでもみれば予想とは違っていたという、ギャップを示すものに過ぎない(第13回岡口35～36頁)。

イ すなわち、当該投稿は、岡口裁判官が、リンク先の記事に示されている裁判所の判断や弁護士のコメントと同様の見解に立って、犬事件原告の訴訟提起に法的な問題はないものの、この原告が飼い犬に対してとった行動には倫理上・道義上の疑問を示唆していると評価できるととどまる。

これを、訴追委員会が主張するように「私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示し」たものと評価するのは行き過ぎであって、かかる評価は、最高裁判所の戒告決定、ひいては犬事件投稿について東京高等裁判所に抗議をしてきた犬事件原告の主観に引きずられたものといわざるを得ない。

この点につき、山元教授も、最高裁の戒告決定について、憲法研究者の中で、そのような評価及びそれに基づく戒告の判断を支持する見解は見当たらず、むしろ、無理な解釈だという見解が支配的であると証言している(証人山元16、20、39、43、44

頁)。

よって、訴追事由第2の1の投稿が「裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示」しているとはいえない。

ウ また、表現行為によって人の社会的評価が低下するのは、表現行為に摘示されている人物が不特定又は多数の者によって、実在の人物と特定される場合である。

たとえ犬事件原告が、本件投稿及びそのリンク先の記事に記載されている「もとの飼い主」は自分のことだと確信し、これによって社会的評価を低下させられたと感じたとしても、不特定又は多数の者が、「もとの飼い主」は犬事件原告を指していると推測できない状況にあれば、犬事件原告の社会的評価が低下したとはいえない。

(ア) そこで、本件訴追事由2の1の投稿について見るに、岡口裁判官によるリード部分はもちろん、そのリンク先の記事でも登場人物の匿名処理がなされていて、犬事件原告の氏名が明示されていないのはもちろんのこと、その記事内容を見ても、不特定又は多数の者が、そこに記載されている「もとの飼い主」は犬事件原告を指しているとは推測できない。

すなわち、犬事件投稿のリンク先の記事から窺える情報は、①放置された犬の犬種（「ゴールデンレトリバー」）、②放置された時期（「2013年6月下旬」）・場所（「東京・吉祥寺にある公園」）、「もとの飼い主」の性別（「女性」）、③女性の言い分（会社の上司で交際相手でもある同居男性が犬嫌い、その男性が犬を公園に置いてきた。男性を怒らせれば職を失い、結婚も破談になってしまうと思い、何も言えなかった。この男性とは別れ、元夫と再婚するので犬を飼えるようになった。大切な家族だと思っているので返してほしい。）、④過去の経緯（2週間前にも交際相手の男性によって渋谷区内の公園に放置され、近隣の人に保護されていた。）という程度に過ぎない。これらの情報に触れて、ここに記載されている「もとの飼い主」が犬事件原告を指していると合理的に推測できるのは、犬事件の訴訟に関わった関係者、拾得届・遺失届を取り扱った警察署の職員、犬事件原告の交際相手の男性及び元夫、犬事件の被告の夫、そして2週間前に渋谷区内の公園で犬を保護した人

物に限られる。

- (イ) これに対し、訴追委員会は「犬事件については、訴訟開始前からインターネット上で犬の飼い主に関する情報提供が呼びかけられ、犬事件原告が犬の返還を求めることに躊躇を覚えるほど拡散し、その後、訴訟となって公の法廷で審理がされ、SNS のニュース記事になるなど注目された事件となっている」、「犬事件原告の親族や友人らはもとより、犬事件に現れた元交際相手や職場の同僚、被告及び被告関係者、その他犬事件に興味をもって訴訟の推移に注目していた者など、犬事件原告について一定の情報を知る者は、その知識を手掛かりに、ニュース記事が添付された犬事件投稿やその関連投稿について、犬事件原告に関するものであると推知することが可能であったと考えられる」などと主張するが(意見書26頁)、これは証拠に基づかない単なる憶測を述べているに過ぎない。

訴追委員会は、その範囲を「犬事件原告の親族や友人ら」、「職場の同僚」、「被告関係者」にまで広げようとするが、犬事件の情報がその者らに伝えられていたのか、伝えられていたとして、どの程度伝えられていたのかは証拠上全く明らかになっていないし、仮に「訴訟開始前からインターネット上で犬の飼い主に関する情報提供が呼びかけられ」ていたとしても、証拠上、その具体的な内容は明らかになっていない(少なくとも、犬事件原告の氏名・住所等、同人の特定に繋がるような具体的な情報がインターネット上に広まっていたことを示す証拠はない)。

- (ウ) 訴追委員会は、犬事件が「SNS のニュース記事になるなど注目された事件」とも主張するが、犬事件の判決が言い渡される前にこの事件が報道されていたことを示す証拠はないし、犬事件投稿のリンク先の記事の他にこれを上回るような内容の報道があったことを示す証拠もない。訴追委員会が引用する甲24の2は、岡口裁判官による犬事件掲示板 URL 投稿のリンク先とされた掲示板に書き込まれた内容であって、犬事件の民事訴訟が「SNS のニュース記事」となったことを示すものではない。

- (エ) 以上のような証拠関係において、たとえ犬事件原告が「自分が特定されるのではないか」という不安感・危惧感を抱いていたとしても、そのことから、犬事件投稿及び

そのリンク先の記事に記載されている「もとの飼い主」が犬事件原告であると不特定又は多数の者によって特定される状況にあったとはいえない。

よって、訴追事由第2の1の投稿は、「当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめ」るものとはいえない。

(3) 訴追事由第2の2(犬事件掲示板 URL 投稿)について

ア 岡口裁判官がこの投稿をした趣旨は、前記のとおり、東京高裁が最高裁に対して岡口裁判官の分限裁判を申し立てたことを受けて、これに関する世間の議論状況を紹介することにあつたが、このような岡口裁判官の説明は、以下の客観的状況とも整合する。

すなわち、(2)で述べたとおり、山元教授によれば、憲法研究者の中で、犬事件投稿に対する最高裁の評価及びそれに基づく戒告の判断を支持する見解は見当たらないのであるから、犬事件投稿を理由に東京高等裁判所が分限裁判を申し立てたこと自体についても、法専門家の間では、その評価が分かれる状況であつたことが窺われる。かかる状況下において、一人の法専門家であり、正に分限裁判を申し立てられた当事者でもある岡口裁判官が、分限裁判の申立てそのものに疑問を抱き、社会の中でこの点に関する議論を呼び起こそうとするのは自然な行動といえる。そして、岡口裁判官が説明する当該投稿の趣旨は、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準」とした当該投稿の評価とも矛盾しない。

イ これに対し訴追委員会は、「犬事件 URL 掲示板投稿は、賛否の議論を紹介する中立的な投稿であるとは到底いえないのであり、むしろ分限裁判を申し立てられた岡口裁判官が、原告に非がある旨の犬事件投稿の意見に同調する投稿が散見されることを利用し、これを紹介するため、この掲示板を貼り付けたものと考えてるのが自然である。岡口裁判官の弁解は、このような掲示板の客観的な記載内容に沿わず、信用することはできない」と主張する(意見書24～25頁)。

しかしながら、この投稿の見出しは、東京高等裁判所が、犬事件投稿を理由に岡口裁判官の分限裁判を申し立てたことを問題にしているに過ぎず、犬事件原告を直接批判したものではない。ましてや、この投稿を「私人である訴訟当事者による民事訴訟

提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示したものと評価することにはおよそ無理がある。

また、この投稿のリンク先の掲示板には、犬事件原告を口汚く罵っている投稿も散見されるとはいえ、もとより犬事件は、分限裁判の前提事実であり、両者を截然と区別することはできない。そのため、分限裁判の是非を議論する場である掲示板上で、話題が飼い犬を放置した犬事件原告の行為の是非にまで及んでしまうのは、避けられない事態といえる。とはいえ、掲示板の主たるテーマが、あくまで分限裁判に関するものである点は、見出し及び投稿全体の内容に照らし、揺るぎのない事実である。

そもそも、岡口裁判官は、犬事件原告の行為を批判するような投稿をして、同人の感情を傷つけたことを理由に分限裁判を申し立てられていたのであるから、その状況下において、さらに犬事件原告の行為を批判することは、むしろ自分の首を絞める行為となってしまうのである。

以上述べたとおり、見出しの文言、リンク先の掲示板の内容、岡口裁判官がその立ち上げにも投稿にも関与していない既存の掲示板のリンクを貼り付けているだけで、そこに自らのコメントも付していないこと等の事情に鑑みれば、本件投稿は、犬事件投稿を理由に東京高等裁判所から分限裁判を申し立てられたことを受けて岡口裁判官が、社会に対してその是非についての問題提起を試みたものと見るのが自然である。

よって、訴追事由第2の2の投稿もまた、「裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示」しているとはいえない。

ウ また、この投稿においても、リンク先の掲示板に記載されている「もとの飼い主」が犬事件原告であると不特定又は多数の者によって特定される状況にあったとはいえないことは、犬事件投稿において述べたのと同様である。

よって、訴追事由第2の2の投稿もまた、「当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめ」るものとはいえない。

(4) 訴追事由第2の3(犬事件再投稿)について

岡口裁判官は、犬事件投稿の内容を、「分限裁判の記録 岡口基一」と題する、いわば分限裁判に関する情報に特化したブログに再投稿した。これは、分限裁判に関する情報の提供及び議論の喚起を目的としたものとみるのが自然である。

そして、この投稿内容が最初の犬事件投稿と同様である以上、犬事件投稿において述べたのと同じ理由で、「裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示」しているものとはいえないし、「当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめ」るものでもない。

(5) 小括

よって、岡口裁判官が訴追事由第2の1～3の各投稿をしたことをもって「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」と評価することはできない。

12 まとめ

(1) 以上述べたとおり、訴追事由第1の1～7(4)、第2の1～3の13個の表現行為のいずれも、本意見書の総論の後半部分で述べた解釈指針(7～18頁)に照らせば、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」と評価することはできない。

そして、これらの表現行為を包括評価することができるかどうかは、法の最も権威ある解説書である上村精義が刑法学の支配的見解と社会通念に従って定立した客観的基準に基づいて判断すべきであり、この基準に従えば、訴追状別紙記載の訴追事由たる13個の行為を全体として「事実関係の一体性」があるとするには到底不可能である。のみならず、訴追事由第1の1から第1の7(4)までの10個の行為のみを見ても、第1の1～3とそれ以外の行為との間には事実関係の一体性が認められず、したがって、訴追事由第1の1～3の3つの行為は、法12条の訴追期間を徒過しており、そもそも実体審理の対象から除外されるべきであることは、同じく総論の前半部分(3～7頁)で述べたとおりである。

(2) なお、訴追委員会は、本件各表現行為が反覆して行われている点を捉え、その態様が悪質であり、かつ意思決定に対する非難の程度も極めて強いなどと主張する(意見書34頁以下)。

しかしながら、本件各表現行為は、同一の目的に向けられた同種の行為ではなく、い

わば状況の変化に応じた対応で、それぞれに目的・理由があった。そして、岡口裁判官がそのような対応に及んでしまった要因の一つに、①最高裁や東京高裁と岡口裁判官との関係性、②SNS でのコミュニケーションの難しさ、③岡口裁判官のコミュニケーション能力上の特性という事情があったことは既に述べたとおりである。

したがって、このような事情を無視ないし軽視して、本件各表現行為の表層のみを捉えた訴追委員会の主張には説得力がないものと言わざるを得ない。

第3 結びにかえて

弁護人の最終意見を締めくくるに当たって、過去の弾劾裁判における判決理由の一部を引用させていただきたい。

思うに、裁判官の職務の対象となるべき事項は、概ね世の複雑多岐なる社会生活の落伍者、或は権利義務に関する微妙な紛争につき、その実体を把握し、これに対する公正妥当なる審決をなすにある。これがためには凡ゆる法律知識を修めるとともに、一方実社会の表裏に精通し、所謂社会常識を具有することが最も必要である。

然るに我が国の裁判官の中には往々にして、その職務の公正を期し、何ものにも捕らわれることなく、超然として、良心的裁判をなさんとするの餘り、とかく世人と交わることを極度に恐れ、自ら象牙の塔に立籠り、一般社会とかけ離れ恰も人に接することを以て、その職を瀆すような考えを持ち、徒に明哲保身に汲々とし、不知不識の間に、社会常識を養うの機会を失うものがある。かくの如きは、やがて独善的又は官僚的に陥り、遂に裁判官の化石等の非難を受けるに至るのである。

新憲法下においては、かかる裁判官の態度は、根本的に建直さなければならない。即ち裁判官と雖も社会人たる以上、その職務の遂行に支障ない限り、一般社会人と異った特段な制約を受けるべき理由はないのであるから、むしろ進んで社会の実相に触れ、その豊富なる社会常識と専門的法的知識と相俟って、複雑微妙な事件に臨み、厳正にして、且つ、客観的妥当性に富める生きた裁判をなさなければならない。

翻って、本件被訴追者の行為は、前述の如く～(中略)～明かに品位を辱める行状であると認められるが、右事実につき、本件記録を綜合勘按するときは、被訴追者の行為の大半は、一社会人としての行動であって、未だこの程度を以て、裁判官弾劾法第二條第二号に所謂威信を著しく失うべき非行であるとは認められない。

これは、昭和23年11月27日、日本国憲法の下で弾劾裁判所が設置されてから初めて出された判決書における結びの一節である。

今から75年余も前の判決ではあるが、キャリア裁判官がえてして陥りがちな傾向を指摘

した上で、裁判官といえども職務の遂行に支障のない限りは一般社会人と異なる制約を受けるべき理由はなく、むしろ進んで社会の実相に触れた上で社会常識を養い、これを裁判官の職務遂行の上でも活かすべきと論じており、現代社会の裁判官にもこのまま通用するような生命力、説得力に満ちたものである。

これまでの述べたとおり、岡口裁判官に対する訴追事由は、13個のいずれも、一社会人としての行動であって、たとえその中に本件遺族の感情を傷つけるようなものがあったとしても、それは民事訴訟をはじめとする私人間の紛争解決システムに委ねるべき問題に過ぎず、未だこの程度をもって、法2条2号にいう「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」であるとは認められない。

よって、訴追事由第1の1ないし7(4)、第2の1ないし3の各事実のいずれについても罷免の事由がないものとして、岡口裁判官に対しては「被訴追者を罷免しない」との判決が言い渡されるべきである。

以 上